

侏女條例三端又九賛科

規格 B. 5.

備考

九月末施行、陸軍大演習前ニ完成、以テ上北海道ニ  
補給單價ハ他府縣ニ對スル補給單價ヨリモ多少高額トセリ

- 目次
- 一、保安條例 上諭及諭文
  - 二、警視廳史稿記事
  - 三、日本警察史記事
  - 四、清浦伯警察回顧錄記事
  - 五、保安條例方四條の實施（明治二十年東日記事）
  - 六、保安條例の發布と驟然たる社會（同時學術報記事）
  - 七、過去を略せられた主なる人々（近代日本史）
  - 八、片岡延吉等保安條例に關する（近代日本史）
  - 九、保安條例廢止經過

## 保 安 條 例

勅令

朕憲フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ民臣ノ幸福ヲ保護スル  
爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ載  
可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文 文  
内務大臣 伯爵 山縣有朋  
司法大臣 伯爵 山田顥義

勅令第六十七號

## 保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ懲役ニ處シ十回以上百回以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ標識通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者、罰金項ニ同シ

第二條 屋外集會又ハ群衆ハ許可ヲ逕タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ集會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ懲役ニ處シ十回以上百回以下ノ罰金ヲ附加シ其附和謹行シタル者ハ二回以上二十回以下ノ罰金ニ處ス

第三條 亂謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版業者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ處アリト認ムルトキハ該謀士又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時限ヲ限リ退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入許佰又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ處アリト認ムルトキハ該謀士又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時限ヲ限リ退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入許

刑ニ二等ヲ加フ

秉曾者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各國ニ携帶シタル者ハ本トヲ得ス

過去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時限内ニ過去セサル者又ハ過去シタルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ懲業罷ニ處シ仍五年以下ノ監視ニ付ス、監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス。

第五條 人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ難備又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ成アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要ナリト認ムル場合ニ於テ其ノ一地方ニ限リ期限ヲ定メ左ノ各項ノ金額又ハ一過フ命令スルコトヲ得

一、凡ソ公眾ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ誰メ警察官ノ許可ヲ經サルモノハ雖テ之ヲ禁スル事ニ、新聞紙及其他ノ印刷物ハ誰メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行スルヲ禁スル事

第七條 本條例ハ爰布ノ日ヨリ施行ス

ス

- 三、特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外既辦税銃火藥刀劍仕込杖ノ類種ヲ携帶運搬販賣ヲ禁スル事
- 四、旅人ノ出入ヲ検査シ、旅券ノ制フ設クル事
- 第五條 前條ノ命令ニ對スル違犯者ハ一月以上二年以下ノ懲業罰又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ順シ重キニ從ヒ處断ス

内務省  
規格 B. 6.

## 保安條例

## 善隣歴史稿 上巻（一五五七頁）

二十五日保安條例フ執行シ中島健行尾崎行雄島本仲道休有造屋亭等四百七十餘名フ皇居三里外ニ退散ス

是ヨリ先キ高知縣士族片岡達吉宮崎茂春等其黨ト謀リ境内ヲフ  
煽動セント飲シ西園樂會出版ノ自由及ヒ地租減輕等ノ請願フ以  
テ口實トナシ縣民ヲ煽動シ封書ヲ携ヘテ上京シ之ヲ内閣ニ呈シ  
且首輪樂會出版ノ自由フ得ヘキト地租ノ減セサル可ラサルトヲ  
以テ天下ニ號呼ス各地方弁護好名ノ徒尋起シテ之ニ趨シ先フ等  
フテ健吉等ノ罪ニ做ヒ陸續相提携シテ地下ニ馬鹿シ或ヘ元老院

ニ達白シ或ハ大臣ノ門ヲ叩テ執奏フ促シ若クハ其非ヲ證ケテ辟  
職ヲ勅書シ傍ラ集會ニ新昭ニ覆リニ危微ノ言論フ爲シテ人心フ  
鼓舞シ力メテ上下ノ闇黒フ謀ル又其卑ユル所攝頗壯年ノ達ヲ指  
目シテ大臣ヲ脅迫セシメ或ハ之ヲ道ニ要シテ暴行ヲ加ヘ又ハ兇  
暴ヲ鴻ヘ公國ニ屯集シテ廬成フボシ偶々將來官ノ之ヲ制スルア  
レハ之ニ暴行ヲ加フル等祖暴危激一ニシテ足ラス其暴行跪威ニ  
シテ淵ル可ラサルモノアリ故ニ戒諭アリ此輩大事フ企ル所アリ  
ト府下物論盛々人心惄然定ヲス時ノ總督三島通庸決然此輩ヲ處  
分シ鑿下ヲ一掃シ休安ニ至ラシメンコトヲ内閣ニ通諭ス此後逃  
亡一變嚴威ヲ併除シ天威開濟都下肅然タリ是日保安條例ヲ制定  
發布ス本條例ハ大政ノ進路ヲ鋪道シ臣民ノ幸福フ保護スル力爲

ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ以テ既定セシモノニシテ其大要ハ騒音ノ繪社集會ヲ禁止シ又屋外ノ集會及ヒ群集ハ其許可ヲ逕ルト否トヲ聞ハス警察官之ヲ禁止スヘキヲ認ルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得又皇居若クハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居シ若クハ寄留スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ或ハ教唆シ或ハ治安ヲ妨害スルノ虞アルト認ルトキハ警視總監地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ逕ルト否トヲ聞リテ過去ヲ命シ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿若クハ住居スルヲ禁スルコトヲ得又人心ノ動亂ニ由リ或ハ内亂ノ豫備或ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ其一地方ニ合シテ警察官ノ許可アルニ非レハ集會スルコトヲ禁シ警察官ノ檢閲ヲ經サレハ

新聞及ヒ其他印刷物ヲ發行スルコトヲ禁シ及ヒ官廳ノ許可アルニ非レハ武器刀劍火藥等ヲ携帶運搬販賣スルヲ禁シ又旅人ノ出入フ検査シ旅券ノ制ヲ設ルコトヲ傳セシム而シテ此諭訓ニ違犯スル者ハ其罰輕重各々擇アリト爲ス勅令第六十七號

二十四年一月十三日參照

保 安 論例（日本警察史三九〇頁）

人民の自治民權の伸張を主張した政治運動は、明治十七年七月改進黨は總理大隈重信、副總理河野敏謙の脱落によりて一頃盛を來し、自由黨は同年七月黨の中央的統制を失ふと共に運動資金缺乏の爲めに終に解黨の「むなきに至つて、一時沈滯の状態となつた。

然るに明治十八年十二月には斯に内閣官制を設け、伊藤博文が初めて總理大臣となつて内閣を組織し井上馨が外務大臣、山縣有朋が内務大臣となつた。そして明治維新以來の弊除たる條約改正に没頭し、其促進の手段として文化の程度を歐洲に劣らざる様にすることが必要なりとして、ダンスの宣傳、男女交際の自由、口

一文字等は畢竟なる時代主義を高揚し、爲政者自ら率先して之を奨励する世に所謂鹿鳴館時代を現出した。之を觀た國粹主義者の一派は政府の舉措に反感を抱き、政府反対の民間黨は政府反対の感情を煽るの好材料として之を捉へた。

判に加ふると云ふことであることが繰れて、之國懾を戰るものなりとの攻撃は猛然として起り、内はボアソナードの反對機關大臣谷干城の反對して解職するあり、政府は終に明治二十年七月外交團に簽約改正中止を通牒し、井上外相は職を解して事終に失敗に歸した。政府の一角既に潰へたと見るや伊藤内閣の蹙迫に苦しんだ民間黨は更に勢を得て、地租輕減、言論集會の自由、外交の

癸卯明治二十年十二月二十六日宣傳たる政府に反対する政黨の政  
治運動彈壓の爲め保安條例の發布となつたのである。

親總監三島通庸の遺意なりと尊ら嘱せられたが、其の實は流石の三島も晦暗せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出來ぬなら解職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると此咤せし爲めに三島も實行を辞つたものであると博へられてゐる。そこで先づ十二月二十六日午前官報號外を以て發布し、即時施行と決し審観總監三島通庸は府下の各警察署員を芝公園彌生社に集め、名を忘年會に藉り酒食を賜し、醉の後する唄午前三時急に總勤員を行ひ、

內  
經  
卷

「大藏省ニハ憲兵巡査ノ他更ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ非常ヲ戒シメ、  
皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市権要ノ地ニハ悉ク軍用電  
線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整ヘ、  
特ニ警視廳ノ火災ニ備フルコト被モ周到ヲ極メタリ、城郭内ノ如  
キハ巡查憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ陸續連々接シ、星火四散、燈  
光微月ト境映シ頗ル壯觀ヲ塊セリ（過去日歟）」「  
と斯くして二十六日より二十八日に至るまでに墨亭、鳴崎行雄等  
五百七十名に過去を命じた。

而後修正する法律として、其施行の後端なることに於て明治政治史を汚したと稱せらるゝ保安條例は、其後明治三十一年六月廢止せらるゝに至つた。

保安條例第四條の實態（明治二十年十二月二十八日施行）

保安條例發布につき其務にては同條例第四條に據り治安を妨害するの虞ある者と見認められし人々を監視を頼る三埠以外の地に過ぎせしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れく手分して獨立に着手せられたり一此日は前號にも記せし如く府下各警察署半數の巡査は芝公園の通生社の忘年會に參集せしが午後三時頃成に總員引揚となり歸着するが否や同日の非番巡査をも呼上に成り此事に着手せられしなりと云ふ。一其中首立たる人々は星亨（三年）林有達（三年）中島信之（三年）島本仲道（三年）尾崎行雄（三年）片岡健吉（二年半）を申候されしが不勝にて目下審視難（拘置）山本與蔵（高知二年半同上）宮地茂春（高知二年半同上）な

りしが承服に付送出さる（竹内綱（二年半）中江鷹介（二年半）吉田正春（二年半）坂崎武（二年半）廣瀬正歎（二年半）安藤清秀（高知二年半）横山又吉（高知二年半）山田泰造（二年）和田信清（高知二年）川島烈之助（茨城一年半）の諸氏にて父畠義登、柳井義吉、長田房太郎、庄司傳三郎の人々は拘立になり一歳は云ふ何れも一年半なるべしと（而且馬太郎氏は引致拘置中の事なり。其除退去を命ぜられしは一昨夕より昨日午後迄に渡良三所送り）新橋上野原停車場若しくは品川新橋板橋千住等へ送り附

け、見届けの上にて歸着せられ或は其首立の場に依りては警察署へ引連れらるゝ例もあり、又此中には放免となりし者もあり中にて尤も不服を嘆ひ或は理由を聞かん杯云ふ者をば皆審覈廳へ巡回されたるなりと云ふ。而して府下中、京橋、本郷、小川町、愛宕町の四署管内には下宿屋最も多きに付他の警察署より巡査の巡査を巡回されたる程なりとか、又吉原に邊附したる警官も數十名あり、同所にて處分を受けたる人々は皆辨讞にて五名、其外併て數十名の多きに及びたり、又又吉原に邊附したる警官も數十名ありが、新築停車場は終日非常に混雜せり、遂て東京神奈川間に打合せの有りしと見え、午前十一時三十分横濱者の汽車に乗りたる被感分者三十名が列車の口を出るが否や停車場に待機したる被

押取券で横濱警察署に連れ往たり。一午後二時十五分着の汽車にてても同様なりしと云ふ（其中には山内一正（板垣伯の執筆）中西辰猪、片岡恒二郎等の人々あり現に午後二時二十分迄同署内に百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅籠屋に休憩する者もあり、其難者は中々容易の事に非ず、又同港には足を留めざる者ある場合にや昨日出航すべき郵船の時刻を延引し此の被處分者を乗組する機会より命分ありしと聞く又右に付波戸場邊の警衛もいと嚴重なりとの報あり。

○右につき警視廳は一昨日より職員を折半して半數倍直との事なり一回復より微復一又外勤部警所へは各警察署より最も壯健なる警部巡査を勝り立て結合せらる（或は云ふ此等の事件に付本年は

同艦の休暇なしと、又曰く昨日に限り同艦留置場の登入物を禁ぜられたりしとか（又陸軍省も同夜戦に宿直を増され陸兵隊にても十分に非常を警められ、東京始審裁判所の検事局兼審判局にても一昨夜來徹夜にて同艦側に備する手續きを收謹べらる。況んや警保局に於てをや、總便總えず書報廳と往復して其執行を行合せらる。斯く官衙は非常の戒備を極めたれども、市中は至つて平穏にて人々は皆歌舞の聲みに暇なく、斯る非常の騒動の有るや無しや一胸聞知せざる者の如くにて掛取り其他に市街を奔走するのみなりき（一下略）

保安條例の發布と驕然たる社會（明治二十年十二月二十八日）  
時事新報

昨日の時事新報に掲載せし如く保安條例は去二十五日の日曜を以て其翌二十六日金曜に發布し、その發布の當日より施行するとの事にて其第四條に據れば、皇居又は行在所を除る三里以内の地方に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは、警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を經、期日又は時間を限り過去を論じ三年以内同一の處所内に出入寄宿又は住居を禁する事を仰云々とありて、東京府内にては第一署に此箇條を施行し今尚ほ實行しつゝある眞最中にて、是迄當に改治を喰じ又過年有志懇代などと稱し警備より樂り

来る日星しき者は、慨ね治安を妨害するの虞あるものと認められ、一昨二十六日便より、續々最寄りの警察署に引致せられ、毎日即刻過去の履歴を確むりしものあり。又或は何日何時までと時限を定められて過去を詮せられたる者もあり猶ほ未だ署内外に拘置せられ居る者もあり。その混雜は一方ならず、神田小川町警察署のみにても一昨後より昨日に掛け二百十餘名、京橋警察署のみにても八十餘名、淺石警察署にても百十餘名、其他呪洩しやら未だ收調べ中やらにて、精當なる人數は分り難ねたれど、その粗數は凡そ一千餘名もあらんとの噂なり。さて警部巡査の往来誠るが如く是迄引致せられたる有志者の家元父は旅宿は、繰て分り居たることゆへ巡査は夜半黎明の跡なく、直ちにその旅館に向ひ先づ召喚狀

を示し、その管轄警察署に同道し尋り直ぐその場にて、何日何時  
眠り過去を命ず云々と告げせし以上は、一人の過去者は大抵二人  
宛の追査を附けて之を證言せしめ、即日即時の過去を命ぜられた  
る者は、その職業に隨りて荷物を片付け行李の整ふや否や追査  
附添の上、又直ちに過去者の還む地方に向つて管轄外まで搬送し到  
る始末なれども、何と申すも一時に幾百名といふ人數を送り出す  
事ゆえ、停車場その地諸街道の駆ぎは容易ならず、道路見る物堵  
の如く、日連日送して何故かと唯感觸を起すのみ、是は尤も地方  
より上京して一時止宿したる者の過去なれども、東京に家もあり  
旅宿もありて同じく過去を命ぜられたる人々は、大抵何日何時ま  
でと數日間の猶豫を與へ、戻端支度を爲さしむれども警復追査附

澈ひて、門戸の出入も最も厳重なれば親戚の情誼に時を移すこと能す、過去を命ぜられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方に、命する警察署の手配りは日頃に倍し警備厳重、戮れの者にも門内には數十名の巡査兩列に相駆びその署間に従ひては、甲署より乙署に臨時補助を與ふる間もあり、中にも警察本署にては外勤の警部巡査四十餘名を宿直せしめ、小川町、京橋等の警察署にては深夜に至る迄特務巡査を管内の止宿所に出置せしめて當夜の宿泊人を收調べる杯、徹夜の働きに一昨夜より昨日午後三時迄には、荒方收片付の手書なりしと聞きたれど、此所に十人彼所に二人と退去者のあるに従つて、亦々之に倍する警官巡査を要すること波、便には手も引き足らず、甲所を離して乙所に向ふに脚を移

し、昨日夜に入るも向ほ外走に暇なかりし容子なり。殊に一度び過去を命ぜられたる上からは一通の書面も、一應巡査の檢査を經ざれば渡する事ならぬとの趣にて、檢査せらるゝ人よりする人の手数なか／＼にて、去りとは久しく手の行届きたる者ないと、惜父事の起りは一昨二十六日午後一時より、今慶新樂の芝公園新生社に於て壽官の忘年會を開き、三島壽觀總監を始め、各警察署長並に壽觀巡査等一同樂會し、酒肴の饗宴談笑悠然たるその内にも、總監及び各警察署長は二時二十分頃、俄然その場を引上げ、一同打圍ひて壽觀園内に會議を開き、散會したるは夕方にて、間もなく各署とも現行の手配を爲し、前上の如き大引致を始めたるものなり。

調査の始末にて一昨二十六日の夜より二十七日へ掛けては、府下到る所にて巡査附轍ひにて壯士を送り出す。其の街道は北に南に各々思ひ（なれども、邊も多かりしは鐵道に依つて横濱に送られたる壯士にて、新橋停車場は一時壯士と巡査にて充満し、一群一隊、雙車毎に壯士の乗組むもの數十名巡査護送の數之に合ふて、横濱停車場までは同車し、遂に始めて横濱警察署の巡査に引渡したりと云ふ。又府下六大橋には敷設警察署の巡査立番して一々京を離れて帰里に向ふ壯士の姓名を尋問し、犬々傳達したる由、父斯る多くの壯士中には切りに不服を唱へ、命令に違背せし向も數十名あつて、孰れも尋覈處第二局に拘引せられたるよし。

一明治二十年十二月二十八日記載四四一

過去を命ぜられた主なる人々（近代日本史）

星亨（三年）林有造（同上）中島信行（同上）島本仲道（同上）  
鶴崎行雄（同上）片岡健吉（二年半）竹内綱（同上）中江鷹介（  
同上）吉田正春（同上）坂崎斌（同上）横山义吉（同上）林包明  
（二年半）山縣七司（同上）畠田精策（同上）福井季治（同上）京  
都人（斎藤自治夫（同上千葉人）草刈親明（同上）宮城人）吉田升  
達（同上）福島人（八木原繁社（同上）福島人）日黒龍興（同上）  
人（西山志澄（同上）高知人）伊藤圭介（同上）岩手人）樋島幹（同  
上）京都人（加藤貞盟（二年新潟人）刈宿仲衛（同上）福島人）重野  
謙二郎（同上）山形人（備前太郎（同上）高知人）山田泰造（同上）  
和田信樹（同上）川島烈之助（一年半）山田勇治（一年）岩手人）

山田島吉（一年千葉人）宇野文助（同上茨城人）萬野耕三（同上  
千葉人）三輪正路（同上福島人）平川惟端（同上長崎人）久米弘  
行（同上末詳）兩波登波（同上廣島人）島本佐一郎（同上高知人）  
脚山亮（同上山梨人）今村勝（同上新潟人）八木原長治（同上新  
潟人）西瀬爲綱（同上新潟人）函島幸属（同上高知人）宮部政厚  
（同上兵庫人）赤星龍雄（同上熊本人）貞方至親（同上長崎人）  
森盛介（同上茨城人）朝田下學（同上熊本人）傳井藤吉（同上茨  
城人）

其の二十六日の夜より二十八日に至るまで、退去總計五百七十人  
の多きを加へ、寄寓者は二十四時間内に退去を命じ、住居者は十  
二月三十一日を限り退去を命じ、正面よりの大彈壓を下した。

## 片岡達吉等保安條例に關する（近代日本史）

片岡達吉、坂本直龍等高知縣有志連代の任を負ひ三大事件の邊  
白書を携へ岡行數十名、上京して芝齋房町の金虎頭に止宿してゐ  
たところ、保安條例の發布に遭ひ警察に召喚されて退去を強せら  
れた。然るに片岡等抗辯して曰く「余等をして一個人の眞情を以  
て上京せるものならしめば、雖て命令を無視すべしと雖も余等凡  
ては職務の遂行にして、此地單を離するや誠く同志に約するに、  
誠も祖國讐敵の撃効を爲すことなく矯正着實の方法を以て、崎越  
の道道を貢献するに盡力すべきを以てせり。然るに今繪に於て京  
城を退去せば、是則ち同志の委託に背て内亂を醸成し、苟くは治  
安を妨害するの企を爲したる事を自認するなり。苟も此の如くな

らば、何の顔色あつてか政権の同志に對せん、故に今過去を論ぜざるべからざる所以の證據を保るにあらずんば、論に屬する期はず」と、固く過去の論に背きたるを以て、遂に該論列第四條の開ふ所となり、翌二十七日片岡健吉、坂本直覧、武市安哉、今村端太郎、西山志道、山本幸麻、山本柳太の七氏は慶應二年六月  
慶應二年前田若吉は同二年八月慶應二年、無岩正存、樺川綱昌は  
同二年慶應二年、柳淵幸馬は同一年六月慶應二年に感せらる。是  
を聞て幾きに過去の論を毎じ直に噴瀆に過去せし、該論代中の二人  
人安藤清香、無岩一二等は「諸先輩にして既に此の如し、吾輩何  
ぞ端り徒端して愚鷹朋友に對するを得んや」として三十日夜再び  
上京して奥めて過去せざる面を申立てたるに、即刻拘置更に一臘

收調の上同復輕罪裁判所に於て、各輕罪調査課三年後課三年の直告を  
受くるに至つた。

(明治二十年起訴五五)

（）の記述で有り

一九〇二年十二月五日

如標の上國憲政廳議院議事録ニ、前記該議案は本日可決ス

### 保安條例制定廢止経過

#### 一 制 定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラ

レ、同日ヨリ施行セラル

#### 二 廢止経過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ヲ提出セラレ衆議院之

ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

同院ニ於テハ保安條例廢止ハ未ダ時機早シト認メ、衆議院ヨリ提出アリタル爲、一應特別委員ヲ規則通り選舉シタルノミニテ審議未了

第二帝國議會

衆議院（議員提出）

宇東九革（第三帝國議會ニ於テハ野口毅外一名）ヨリ保安條例廢止法案提出セラレ、衆議院之ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

保安條例廢止案、委員ヲ各部ニ於テ選擇スル後審議未了

第四帝國議會

衆議院（議員提出）

魚住逸治外一名ヨリ同法廢止案提出セラレ、本案ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

特別委員ノ選舉アリタルモ、保安條例ヲ全廢スルハ今日、社會情勢、許サザル所トナレ、第二讀會ヲ開クベ

キヤ否ヤノ決ヲ採リタルモ出席者百五十中、可トスル  
モノ四〇、否トスルモノ百一〇ニテ廢案トナリ、結局

同院ニテ否決セラル

第五  
第六 帝國議會  
第七

衆議院 貴族院 — 提案者ナク議事ニ上ラズ

第八帝國議會

衆議院 (議員提出)

徳増源太郎ヨリ同法廢止案提出セラル、同院ニ於テハ  
第二讀會ヲ省略シテ直ニ決議サレ多數ヲ以テ可決サル  
貴族院 (衆議院提出)

議長委託ニテ本案、特別審査委員ヲ九名選舉ス、同委  
員會ニ於テハ、同法案廢止ニ對スル贊否兩論アリタル  
モ採決、結果結局否決セラレタル旨委員長、報告アリ、  
一〇七對大四ア以テ第二讀會ハ開ケベカラズトナシ、  
廢案トナリ、結局同院ハ之ヲ否決ス。

第九帝國議會

衆議院（西村眞太郎外二名提出）

前例ニ依リ讀會ヲ省略シ直ニ異議ナレト認メテ該案ノ確定ナス。

貴族院（衆議院提出）

議長ノ指定ニ依リ特別委員ヲ選定セラレシルノミニテ審議未了

第十帝國議會

衆議院（政府提出  
竹内正志外二名提出）

委員會ニ於テハ出席委員一致ヲ以テ可決、第一讀會

於テハ憲法政治ノ今日同法ハ一日モ早ク廢止スナシ、讀會ヲ省略シテ直ニ原案ノ通り可決ス

貴族院（衆議院提出）

委員付託トナリタルノミニテ審議未了

第十一帝國議會

衆議院  
貴族院（提案者ナク議事ニ上ラズ）

第十二帝國議會

衆議院（金山從革提出）

同法ハ憲政ノ本旨ニ悖リ、帝國ノ体面ヲ傷ケルモノナ

ルカ故ニ此案ヲ直ニ即決セラレントコトヲ望ム旨提案者  
ノ説明アリ、同院ニ於テハ讀會ヲ省略シテ直ニ本案ヲ  
確定セリ。

貴族院（衆議院提出）

委員會ニ於テハ同案ヲ可決スベシトナス議員ハ僅ニ一  
人デ、跡ハ皆否決シヤウト云ノ意見デアツタガ、委員  
長細川謹成ハ一己ノ意見トシテ、近ク同法第四條第五  
條ニ依ル完全ナル法律ノ制定ノハヨビトナリ居セル今  
日同法ヲ廢止シテモ一向差支ナレト、主張シ、貴族院

ニ於テ初メテ一〇六對八九ヲ以テ第二讀會ニ移シ、テ  
續イキ第三讀會ニ於テ本案ヲ確定ト認メラレ、保安條

例廢止法案ハ明治三十一年六月四日遂ニ兩院ヲ通過セ

リ